

一般競争入札の公告

滋賀県立大学事務用情報端末等一式の借入について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定により公告する。

令和4年7月1日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣 川 能 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立大学事務用情報端末等（搬入、動作確認、納品後の各種サポート業務等を含む。）一式
- (2) 借入物品の特質等 要求仕様書による。
- (3) 借入期間 令和4年9月1日（木）から令和9年8月31日（火）まで
- (4) 借入場所 滋賀県立大学 大学管理棟他 彦根市八坂町 2500
- (5) 借入物品の納入期限 令和4年8月29日（月）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者に対しては、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査する。
- (4) 滋賀県物品関係入札参加停止基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 過去5年間に学校教育法に規定する大学またはこれに相当する機関（以下「大学」という。）もしくは大学を設置する法人、または官公庁（国および地方公共団体）と、この公告に示した契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者または履行中（賃貸借契約による場合において対象物件の構築および引渡しが完了しているものに限る。）の者であること。
- (8) この公告に示した借入物品を第三者をして貸し付けさせようとする者にあつては、当該借入物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けさせる能力を有する者であること。
- (9) この公告に示した借入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。
- (10) 入札参加者またはその代理人は(8)および(9)に掲げる資格を有することを証する書類を令和4年7月15日（金）17時までに(11)イに示す場所に提出しなければならない。
- (11) 入札参加者またはその代理人は、入札説明書に示す「入札参加資格確認申請書」（以下「資格確認申請書」という。）および「契約実績報告書」、「機能証明書」をイに示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。

ア 資格確認申請書、契約実績報告書および機能証明書の提出期間 令和4年7月1日（金）から令和4年7月13日（水）まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで。

イ 資格確認申請書、契約実績報告書および機能証明書の提出場所および問い合わせ先 滋賀県立大学事務局経営企画課（企画情報係） 〒522-8533 彦根市八坂町 2500 TEL 0749-28-8506

- (12) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者は、入札説明書交付時に「一般競争入札参加資格審査申請書」を受け取り、提出しなければならない。「一般競争入札参加資格審査申請書」が提出された場合は、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間 (11)アと同じ

イ 一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所および問い合わせ先 (11)イと同じ

3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す期間 令和4年7月1日（金）から令和4年7月15日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の9時から17時まで
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 2(11)イと同じ
- (3) 入札説明書の交付方法 滋賀県立大学のホームページからダウンロード
- (4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。

(5) 入札の日時および場所 令和4年7月22日(金)10時30分 滋賀県立大学管理棟3階第2会議室

(6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに入札者立会いの上行う。

4 入札方法等

(1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)および取扱規程の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、1月当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は令和4年7月13日(水)17時までには手続を行うこと。

6 契約書の作成の要否 要

7 郵送等による入札の可否 否

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 取扱規程第15条に該当する場合

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 取扱規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格で有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 契約手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

11 その他必要事項

(1) 入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。

(3) 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(4) 入札参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

(5) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることができない。

(6) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。